

第 4 期（現行）熊本県地域福祉支援計画について

1 地域福祉支援計画について

(1) 策定根拠

- ・社会福祉法において、市町村は「地域福祉計画」（第 107 条）、都道府県は「地域福祉支援計画」（第 108 条）を策定するよう規定（努力義務）

(2) 地域福祉支援計画の役割

- ① 市町村における地域福祉計画策定・実施、地域福祉推進を図る取組みに対する都道府県が市町村へ行う支援策を示す計画
- ② 市町村単位では対応できない福祉施策など、全県的に地域福祉の向上を目指すためのガイドライン
- ③ 地域福祉推進に向けた県民、社会福祉法人、NPO 法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、民間事業者、行政等の基本的な役割や連携のあり方を示す計画

(3) 改定の変遷

	計画期間	計画目標
第 1 期計画	H16(2004)～H22(2010)	ともに創る『地域共生』くまもと
第 2 期計画	H23(2011)～H27(2015)	ともに創る『地域共生』くまもと
第 3 期計画	H28(2016)～R2(2020)	地域の力で共に築く くまもと型福祉のまちづくり
第 4 期計画	R4(0222)～R8(2026)	互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現 ～誰一人取り残さない持続可能な地域づくりをめざして～

2 第 4 期計画の概要について

（別添第 4 期計画（概要版）参照）

(1) 計画の目標

「互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現
～誰一人取り残さない持続可能な地域づくりをめざして～」

- ・これまで築き上げてきた本県独自の強みである「地域の縁がわ」等の地域資源を活かすとともに、平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨の教訓を踏まえて、住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせる、災害にも強い、地域づくりを県民みんなで目指す。

(2) 計画の内容

ア 福祉による地域づくり（地域における支え合い機能の強化）

- ① 地域の縁がわづくり…地域の誰もが気軽に集い、支え合う拠点の普及・充実
- ② 地域の結いづくり…見守り活動等の支え合い・生活支援活動の推進
- ③ 地域の人づくり…地域福祉の担い手の育成

イ 災害にも強い地域福祉の推進（災害（感染症含む）への対応）

- ④ 大規模災害からの復興に向けた地域福祉の推進
- ⑤ 多様な災害に強い新たな地域福祉の推進

ウ 地域づくりを支える基盤整備（複雑化・複合化した課題等への対応）

- ⑥ 福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり
- ⑦ 包括的な支援体制づくり

(3) 目標指標・数値

計画の進捗を明らかにするため、12項目の目標指標を設定

3 計画の策定体制、進行管理

熊本県地域福祉推進委員会

- ・関係団体、学識経験者、活動実践者、福祉等関係者、市町村代表者等の12人で構成し、第4期熊本県地域福祉支援計画策定に向けた協議等を行った（令和3年度に2回）。
- ・会長：熊本学園大学社会福祉学部社会福祉学科 教授 仁科 伸子 氏
（令和3年度）

毎年度の進行管理については、次により行っている。

- (1) 計画における指標の実績値の点検
- (2) 県各事業主管課が実施する関連事業の取組状況の調査
- (3) 市町村等への地域福祉取組状況調査及び課題等の把握